

会 議 録

会議の名称	平成30年第6回本庄市教育委員会定例会
開催日時	平成30年6月26日（火） 午後4時00分から 午後4時45分まで
開催場所	委員室
出席者	○教育長・委員 勝山勉 教育長 富沢峰雄 教育長職務代理者 岡崎吉宏 委員 今井邦枝 委員 ○教育長・委員以外の出席者 稲田幸也 事務局長 高橋利征 事務局次長兼教育総務課長 木村健治 学校教育課長 加藤久美子 生涯学習課長 佐々木智恵 文化財保護課長 堀口滋 体育課長 前川章 図書館長 野口祐史 教育総務課長補佐（事務局）
欠席者	落合崇志 委員、山崎育樹 学校教育課長補佐
次 第	平成30年第6回本庄市教育委員会定例会 議事日程 平成30年 6月26日（火） 午後4時開議 委員室 1. 開 会 2. 前回会議録の承認 3. 会議議事録署名人の指名 4. 議 事 （1）本庄市立小・中学校通学区域再設定協議会規則（議案第43号） （2）本庄市公民館運営審議会規則（議案第44号） （3）本庄市スポーツ推進審議会規則（議案第45号） （4）本庄市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則（議案第46号） （5）本庄市文化財施設運営委員会規則の一部を改正する規則（議案第47号） （6）本庄市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則（議案第48号） （7）本庄市立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則（議案第49号） （8）本庄市青少年問題協議会要綱の一部を改正する告示（議案第50号）

	(9) 本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について（議案第51号） (10) 本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について（議案第52号） (11) 本庄市スポーツ推進審議会委員の委嘱について（議案第53号） (12) 平成30年度本庄市の教育について（議案第54号） 5. 教育長の報告 6. その他 7. 閉 会
配付資料	・「平成30年第6回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「平成30年第6回本庄市教育委員会定例会議案 新旧対照表」 ・「平成30年第6回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「平成30年度本庄市の教育（案）」 ・「教育長の行動記録」 ・「平成30年本庄市議会第2回定例会 一般質問通告一覧表」
主 管 課	教育総務課

会 議 の 経 過	
教 育 長	ただいまから、平成30年第6回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。 本日は、落合委員から欠席届が提出されておりますので、ご了承願います。 それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。 まず、前回会議録の承認をお願いします。
事 務 局	前回開催されました定例会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様様に配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等ございませんでしたので、承認されております。
教 育 長	それでは署名をお願いします。（富沢教育長職務代理者） 続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。本日は、今井委員にお願いいたします。 次に、議事日程4の「議事」へ入ります。 本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案12件でございます。 議案第43号から議案第50号までの8議案については、同様の議案内容となりますので、事務局から制定の趣旨と内容の説明を求めます。
高橋教育総務課長	議案第43号から議案第50号までの8議案につきましては、新規制定のものと一部改正のものとがございますが、制定の趣旨や内容はほぼ同じですので、教育総務課から趣旨と内容を説明させていただき、その後、各議案について概略の説明をさせていただきます。

	これらの議案につきましては、審議会など市で行う会議の情報公開の推進を進めるために、会議の公開や会議録の公表などの規定を行うものでございまして、市役所で行う様々な審議会などで同様の取組を進めているものです。 主な、内容についてでございますが、初めに、「会議の公開の可否等」の規定となります。 会議は、公開とする規定でございます。ただし書きとして、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とするものでございます。 次に、「会議の開催の事前公開」の規定となります。 会議が開催される日の7日前までに、開催日時、開催場所、議題、傍聴人の定員及び傍聴の手続、その他周知が必要な事項を市のホームページで公表する規定でございます。ただし書きは、会議を緊急に開催する必要性が生じたときなどやむを得ない場合の規定となります。 次に、「会議の傍聴等」の規定となります。 第1項は、会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、傍聴を認めることにより行うとする規定でございます。 第2項は、会議を傍聴する者に会議資料を提供する規定でございます。ただし書きは、会議資料が貴重であったり、高額であったり、大量である場合の規定となります。 次に、「会議録等の公表」の規定となります。 会議録を作成し、会議資料とともに非公開とした部分を除いた上でホームページにより公表する規定でございます。 次に、「関係者の出席等」の規定となります。 関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料等の提出を求める事ができる規定でございます。 以上が各議案の共通する主な部分の説明となります。
教 育 長	ただいま趣旨等の説明につきまして、ご質疑はございませんか。 皆さんから質疑がないようであれば、私から一点伺いたいのですが、傍聴がある場合は、資料等の用意が必要になると思いますが、こちらは無料ということで良いでしょうか。会議資料の非公開部分についてはどうなりますか。最後に、今までは、資料提供ということでコピー代をもらっていたこともあったと思うのですが、いかがでしょうか。
高橋教育総務課長	会議資料については、傍聴人がいる場合に準備しておくものは無料になります。会議資料の非公開部分については、白紙を差し込むような対応になります。コピー代をいただくケースについては、会議資料が膨大で閲覧のみの場合に、資料の一部をコピーしたいといった時は、コピー代をいただく形になります。

教 育 長	それでは、議案第４３号について、事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第４３号「本庄市立小・中学校通学区域再設定協議会規則」につきましてご説明いたします。 はじめに、提案理由でございますが、議案書２ページをご覧ください。 提案理由は、協議会の会議の運営について必要な事項を定め、会議の公開等の推進を図るため、新たに規則を制定したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容でございますが、 第１条は、「趣旨」の規定でございます。 第２条「会議の公開の可否等」から第６条「関係者の出席等」までの規定は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 第７条は、「庶務」の規定で、庶務は、教育委員会学校教育課において処理する規定でございます。 第８条は、「委任」の規定でございます。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第４３号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第４３号「本庄市立小・中学校通学区域再設定協議会規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第４４号について、事務局から説明を求めます。
加藤生涯学習課長	議案第４４号「本庄市公民館運営審議会規則」につきましてご説明いたします。 始めに、提案理由からご説明いたします。４ページをお願いいたします。 提案理由は、審議会の会議の運営について必要な事項を定め、会議の公開等の推進を図るため新たに規則を制定したいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。３ページにお戻りください。 第１条は「趣旨」の規定でございます。 第２条「会議の公開の可否等」から第６条「関係者の出席等」までの規定は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 第７条は、「庶務」の規定で、庶務は教育委員会生涯学習課において処理する規定でございます。 第８条は、「委任」の規定でございます。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。

	説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第４４号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第４４号「本庄市公民館運営審議会規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第４５号について、事務局から説明を求めます。
堀口体育課長	議案第４５号「本庄市スポーツ推進審議会規則」につきましてご説明いたします。 議案書 ５ページをお願いいたします。 提案理由は、審議会の会議の運営について必要な事項を定め、会議の公開等の推進を図るため、新たに規則を制定したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容でございますが、 第１条は、「趣旨」の規定でございます。 第２条「会議の公開の可否等」から第６条「関係者の出席等」までの規定は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 第７条は、「庶務」の規定で、庶務は、教育委員会体育課において処理する規定でございます。 第８条は、「委任」の規定でございます。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第４５号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第４５号は、「本庄市スポーツ推進審議会規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第４６号について、事務局から説明を求めます。
加藤生涯学習課長	議案第４６号 本庄市社会教育委員の会議規則の一部を改正する規則につきましてご説明いたします。 提案理由からご説明いたします。議案書８ページをお願いします。 提案理由は、委員の会議等の推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

	次に議案内容についてご説明いたします。議案書 7 ページと新旧対照表 1 ページを合わせてご覧ください。 第 4 条の次に、第 5 条「会議の公開の可否等」から第 8 条「会議録等の公表」までの 4 条の規定を加えるもので、これらの内容は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第 4 6 号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 4 6 号は、「本庄市スポーツ推進審議会規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第 4 7 号について、事務局から説明を求めます。
佐々木文化財保護課長	議案第 4 7 号、「本庄市文化財施設運営委員会規則の一部を改正する規則」について、ご説明いたします。 議案書 1 0 ページをお願いいたします。 提案理由は当委員会の会議の公開等の推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提案するものでございます。 次に議案内容でございますが、議案書と合わせて新旧対照表の 3 ページをご覧ください。新旧対照表でご説明いたします。 第 2 条の文言整理をおこないました。 第 6 条の次に第 7 条「会議の公開の可否等」から、第 1 1 条「関係者の出席等」までの 5 条の規定を加えるもので、これらの内容は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 4 ページをご覧ください。 第 7 条を第 1 2 条とし、文言整理を行いました。 第 8 条を第 1 3 条とし、見出しを「委任」に改めました。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第 4 7 号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 4 7 号「本庄市文化財施設運営委員会規則

	の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第４８号について、事務局から説明を求めます。
佐々木文化財保護課長	議案第４８号、「本庄市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明いたします。 議案書１２ページをお願いいたします。 提案理由は、当審議会の会議の公開等の推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容でございますが、議案書と合わせて新旧対照表の５ページをご覧ください。新旧対照表で御説明いたします。 第２条の見出しの文言整理をおこないました。 第４条の次に第５条「会議の公開の可否」から第９条「関係者の出席等」までの５条の規定を加えるもので、これらの内容は、先ほどと同じく教育総務課から説明しました内容となります。 ６ページをご覧ください。 第５条を第１０条とし、見出しの文言整理を行いました。 第６条を１１条とし、文言整理をおこないました。 第７条を第１２条とし、見出しを「委任」に改めました。 附則でございますが、公布の日から施行（せこう）するという規定でございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第４８号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第４８号「本庄市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第４９号について、事務局から説明を求めます。
前川図書館長	議案第４９号「本庄市立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則につきまして」ご説明いたします。（議案書１３ページから、お願いいたします） 提案理由は、協議会の会議の公開等の推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容でございますが、議案書と併せまして、新旧対照表の７ページをご覧くださいと存じます。 まずは、第６条を第９条とし、第５条を第８条とします。 そして、第４条の次に、第５条「会議の公開の可否等」から第７条「会議の傍聴等」までの３条の規定を加えるもので、これらの内容は、先ほど教育

	総務課から説明しました内容となります。 また、本則に次の３条を加えました。 第１０条は、「会議録等の公表」の規定で、内容は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 第１１条は、「庶務」の規定で、庶務は、教育委員会図書館において処理する規定でございます。 第１２条は、「委任」の規定でございます。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。 説明は以上でございます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第４９号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第４９号「本庄市立図書館協議会会議規則の一部を改正する規則」は、承認することに決定しました。 次に、議案第５０号について、事務局から説明を求めます。
加藤生涯学習課長	議案第５０号 本庄市青少年問題協議会要綱の一部を改正する告示につきましてご説明いたします。 始めに提案理由からご説明いたします。１６ページをご覧ください。 提案理由は、委員の会議の公開等の推進を図るため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。 次に議案内容についてご説明いたします。議案書１５ページと新旧対照表９ページを合わせてご覧ください。 第３条の次に、第４条「会議の公開の可否等」から第７条「会議録等の公表」までの４条の規定を加えるもので、これらの内容は、先ほど教育総務課から説明しました内容となります。 第９条は、「委任」の規定でございます。 附則でございますが、公布の日から施行するという規定でございます。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第５０号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第５０号「本庄市青少年問題協議会要綱の一部を改正する告示」は、承認することに決定しました。

	次に、議案第５１号について、事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第５１号「本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱」につきましてご説明いたします。 提案理由は、平成３０年３月３１日をもって欠員となった本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員について、本庄市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例第５条第２項の規定に基づき、新たに委員を任命・委嘱したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容でございます。 １ 氏名等でございますが、新任でございます。氏名及び略歴を申し上げます。 中村 孝（なかむら たかし） 埼玉地方法務局熊谷支局長 羽生 公洋（はにゅう きみひろ） 熊谷児童相談所長 黒崎 暢徳（くろさき まさのり） 本庄市小中学校長会 秋平小学校長 中田 守（なかた まもる） 本庄市小中学校長会 本庄南中学校長 田中 弘和（たなか ひろかず） 本庄市ＰＴＡ連合会会長 生年月日及び住所は、記載のとおりです。 ２ 任期でございますが、平成３０年６月２７日から平成３１年１月１９日までで、 前任者の残任期間でございます。 説明は以上でございます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第５１号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第５１号「本庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の任命・委嘱について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第５２号について、事務局から説明を求めます。
木村学校教育課長	議案第５２号「本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命」につきましてご説明いたします。 提案理由は、本庄市学校運営協議会規則第８条の規定に基づき、新たに本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容でございます。 １ 氏名等でございますが、新任でございます。氏名及び選出区分を申し上げます。 氏家 勉（うじいえ つとむ） 対象学校の校長

	生年月日及び住所は、記載のとおりです。 ２ 任期でございますが、平成３０年６月２７日から平成３１年３月３１日までで、 前任者の残任期間でございます。 説明は以上でございます。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第５２号については、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第５２号「本庄市立本庄東中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第５３号について、事務局から説明を求めます。
堀口体育課長	議案第５３号、「本庄市スポーツ推進 審議会委員の委嘱について」 ご説明申し上げます。 提案理由をご説明いたします。 平成３０年６月３０日に任期が満了する、本庄市スポーツ推進 審議会委員について、本庄市スポーツ推進審議会 設置条例第６条の規定に基づき、新たに審議会委員を委嘱したいので、ご提案申しあげるものでございます。 議案内容をご説明致します。 １の「氏名等」でございますが、まず、氏名と略歴を申し上げます。 新任でございますが、 岩崎 信裕（いわさき のぶひろ） 本庄市体育協会会長 春山 康壽（はるやま こうじゅ） 本庄市スポーツ少年団本部長 白川 公一（しらかわ こういち） 児童生徒体力向上委員会委員長 次からの８名の方々につきましては、再任でございます。 田中 輝好（たなか てるよし） 本庄市市議会議長 門倉 道雄（かどくら みちお） 本庄市市議会議員 高橋 和美（たかはし かずみ） 本庄市レクリエーション協会理事長 杉山 幸一（すぎやま こういち） 本庄市スポーツ推進委員協議会会長 長沼 秀雄（ながぬま ひでお） 本庄市自治会連合会・沼和田自治会長 森村 昌弘（もりむら まさひろ） 本庄商工会議所経営指導係長 野枝 雅子（のえだ まさこ） 本庄市婦人会・支部長 野沢 孝義（のざわ たかよし） 一般公募・元体育指導委員 生年月日及び住所については、記載のとおりでございます。 ２の「任期」でございますが、平成３０年７月１日から平成３２年６月３０日までの２年間でございます。 以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
富沢教育長 職務代理者	各種委員の人事議案で第５１号が「任命・委嘱」、第５２号が「任命」、第５３号が「委嘱」となっているが、この文言の違いを教えてください。
高橋教育総 務課長	各種委員を選ぶための根拠規則等に「任命する」、「委嘱する」との表現が使われていれば、議案も「任命」又は「委嘱」となります。今回だと第５２号議案は根拠規程で「任命する」となっているので議案も「任命」となっています。紛らわしいのが、第５１号議案の「任命・委嘱」で、これは根拠となる規程に任命とか委嘱といった文言が使われていない場合に、「任命・委嘱」といった表現を使用します。任命、委嘱の違いとしては、市の職員が委員になる場合は「任命」、市の職員以外の方が委員になる場合は「委嘱」という表現になります。 今回の場合、委員になるのが全て市職員以外の方になるため、通常ならば「委嘱」となりますが、第５２号議案は根拠規程で「任命」となっているため、市職員以外の方が委員になる場合でも「任命」という表現を使います。逆に、根拠規程が「委嘱」になっている場合は、市の職員が委員になる場合でも「委嘱」という形になります。
教 育 長	ほかにご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第５３号については、原案のとおり承認することでご異議 ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第５３号「本庄市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第５４号について、事務局から説明を求めます。
高橋教育総 務課長	議案第５４号 平成３０年度本庄市の教育について、ご説明申し上げます。 提案理由は、平成３０年度の本庄市教育委員会の取組みを広く市民等に公表するための資料として、平成３０年度本庄市の教育を作成したいので、提案するものです。 この本庄市の教育につきましては、５月の定例会において配布させていただいておりますので、内容の説明は省略させていただきます。 全体の構成は、例年と変わっておりません。教育大綱をトップページに載せており、その基本方針を軸に施策と今年度の取組みとして展開しております。また、巻末には、資料編も掲載しております。教育大綱が新しく策定され、基本方針も見直されたことから、内容も改めて見直しを行っております。 定例会でご承認をいただきましたら、７月１８日の発行で事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。 以上で説明を終わります。

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員及び各課・館長	※教育委員及び各課・館長より、写真や文言についての指摘がいくつか上げられたため、該当箇所メモをして、校正することとした。
教 育 長	ほかにご質疑はございませんか。
教育委員	《なし》
教 育 長	それでは、議案第５４号については、一部修正することを踏まえて、原案のとおり承認することでご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第５４号「平成３０年度本庄市の教育について」は、承認することに決定しました。 これで、「議事」を終了します。 次に、議事日程５の「教育長の報告」へ移ります。 「行動記録」をご覧ください。 前回５月１４日の臨時会以降の行動記録について、別紙のとおり報告させていただきます。 主だったところについて説明させていただきます。 １７～１９日には全国都市教育長協議会の定期総会並びに研究大会が岩手県一関市で開催されました。文部科学省の講話、３つの部会に分かれての分野別研究発表、また、アトラクションとして地元の小中高校生による芸術発表がありましたが、大変見ごたえがありました。１９日は陸前高田市を訪問し防災教育特別研修が行われ、陸前高田市長 戸羽 太 氏から「東日本大震災から７年を経過して」と題しての講演、岩手大学の森本晋也氏による「震災を生き抜いた子供たちに学ぶ防災教育」と題しての講演、そして、震災語り部の方のご案内による現地視察が行われ、現地の人から話を聴き、現地を見て大変勉強になりました。 ２６日には塙保己一先生遺徳顕彰会総会、その後、皆野中学校にお勤めで全盲の教師新井淑則先生のご講演があり、市内の校長先生方も多数参加されました。 ２８日から本庄市議会平成３０年第２回定例会が６月２０日までの日程で開催されました。 本定例会においては、補正予算等が付議されすべて原案どおり可決されました。一般質問については、一般質問通告一覧表の通りのご質問があり、四角囲みが教育長または事務局長が答弁したものです。 ５月３１日には市内校長会が開催されました。 ２４日には子ども大学ほんじょうの入学式が行われました。１２月９日の修了式までの予定で開催されます。今年で８回目となりましたが早稲田大学、地元企業の支援をいただき大変充実した内容となっています。 先日開催された世界ＢＭＸ大会８歳の部で優勝した旭小２年生の報告会

	が、6月20日に市役所市民ホールで行われました。昨年が世界5位、今年が優勝ということで将来が期待されます。 行動記録については、以上です。 次に、議事日程6の「その他」へ移ります。 事務局から何かございますか。
高橋教育総務課長	7月の定例会終了後に暑気払いを予定しております。 会場は、小島南の三蔵という所です。二本松通りの給食センター入口のすぐ先で、以前の保健センターに入る所の角でございます。 時間は、午後6時からとさせていただきます。いつもより30分早くなりますので、お願いします。 会費は、5千円です。 よろしくお願いします。
教 育 長	他に事務局から何かございますか。 特にないようですので、次に、次回定例会の日程を確認いたします。 平成30年第7回定例会を7月26日（木）午後4時から、場所は市役所委員室となりますが、みなさまご都合は宜しいでしょうか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	平成30年第8回定例会の日程について、事務局から説明を求めます。
高橋教育総務課長	8月の定例会につきましては、第3木曜日がお盆期間中の16日になるので、第4木曜日である23日（木）でお願いいたします。 時間は午後2時30分から、市役所委員室での開催でお願いいたします。 以上でございます。
教 育 長	それでは、また来月、再度確認いたしますが、平成30年第8回定例会を8月23日（木）午後2時30分からの開会で予定しておきたいと思います。 以上で、平成30年第6回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。